

令和 7 年度前橋市町内集会施設等整備費補助金（施設整備等事業）交付要項

令和 7 年 4 月 1 日から適用

取扱担当課
前橋市役所市民協働課(議会庁舎 1 階)
電話 0 2 7 - 8 9 8 - 6 2 3 7 (直通)
0 2 7 - 2 2 4 - 1 1 1 1 (内線 3 2 3 7)
電子メールアドレス kyoudou@city.maebashi.gunma.jp

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的		住民相互の親睦を深め、福祉及び文化の向上を図るため、自治会活動の拠点となる町内集会施設(集会所等)等の整備(新築、改築、増築、改修等)に要する経費の一部を補助します。
内 容	補助対象者	前橋市内 2 8 4 の自治会（別表 1） ただし、暴力団排除に関する要件（別表 2）で定める事項の全てに該当する場合に限りします。 なお、新築の場合は、前年度に事業実施について市民協働課と協議している自治会に限りします。
	交付の対象となる事業及び経費	1 交付の対象となる事業及び経費は 5 のとおりとします。ただし、補助金を交付する年度内に支払いまで完了するものに限りします。 2 この対象事業の補助金の申請は年度内に二回までとし、<u>二回目の申請は一回目の事業の補助金額確定通知日より 9 0 日を経過した日以降</u>とします。ただし、(1)の対象事業の補助金を受けた自治会は、年度内の申請を一回までとします。なお、自然災害、火災等特別の事情がある場合は、この限りではありません。 3 (1)の対象事業は、(2), (3)の対象事業と同時に申請することはできません。また、以前に(1)の対象事業の補助金を受けた自治会は、その補助金を受けた年度の翌年度から起算して 2 年間は、補助金の交付対象となりません。ただし、自然災害、火災等特別の事情がある場合は、この限りではありません。 4 補助対象となる経費は、総額で 1 0 万円以上の場合に限りします。ただし、この補助金以外の補助金、補償金、保険金等が交付される場合は、その金額を対象経費から除いた額を補助対象経費とし、その額が 1 0 万円以上とします。

5 対象事業及び対象経費

対象事業	対象経費
(1) 町内集会施設の整備（新築、改築又は増築）	町内集会施設の整備（新築、改築又は増築）に要する経費とし、対象経費及び対象外経費は、次に掲げるものとします。 ア 対象経費 (ア) 建築工事費 (イ) 給排水設備費 (ウ) 空調設備費 (エ) 電気設備費 (オ) 外構費 (カ) バリアフリー化設備整備費 イ 対象外経費 (ア) 現在の集会施設の撤去・処分費（増築に伴う現集会施設の一部の撤去・処分費は、この限りではありません。） (イ) 備品購入費 (ウ) 用地取得費 (エ) 設計費 (オ) 事務費 (カ) 土地造成費
(2) 町内集会施設の改修	町内集会施設の施設又は設備の維持改修に要する経費とし、対象経費及び対象外経費は、次に掲げるものとします。 ア 対象経費 (ア) 建築工事費 (イ) 給排水設備費 (ウ) 空調設備費 (エ) 電気設備費 (オ) 外構費 (カ) バリアフリー化設備整備費 (キ) 改修する場合の現施設の一部の撤去・処分費 (ク) 畳、床の張替え又は交換費 (ケ) サッシ、襖（ふすま）、障子、カー

			テン等の取付け又は交換費 (コ) 防災設備の取付け又は交換費 イ 対象外経費 (ア) 備品購入費 (イ) 設計費 (ウ) 事務費 (エ) 市の他の補助制度等を利用した施設の改修費								
		(3) 附属施設の整備及び改修	町内集会施設に関連する、同じ敷地内の付属施設（駐輪場、倉庫、掲示板、物置等を含みます。）の整備に要する経費とし、対象経費及び対象外経費は、次に掲げるものとします。 ア 対象経費 (ア) 建築・設置又は修繕に要する経費 (イ) 電気設備費 (ウ) 給排水設備費 (エ) 改修する場合の現施設の一部の撤去・処分費 イ 対象外経費 (ア) 市の他の補助制度等を利用して設置・改修する場合の経費 (イ) 建て替える場合の現施設の撤去・処分費 (ウ) 宗教行事に係る施設の整備費 (エ) 備品購入費 (オ) 設計費 (カ) 事務費								
交付金額	1 補助率	<table><tr><th>対象事業</th><th>補助率</th></tr><tr><td>(1) 町内集会施設の整備（新築、改築又は増築）</td><td>補助対象経費の2分の1</td></tr><tr><td>(2) 町内集会施設の改修</td><td>補助対象経費の3分の1</td></tr><tr><td>(3) 附属施設の整備及び改修</td><td>補助対象経費の3分の1</td></tr></table>		対象事業	補助率	(1) 町内集会施設の整備（新築、改築又は増築）	補助対象経費の2分の1	(2) 町内集会施設の改修	補助対象経費の3分の1	(3) 附属施設の整備及び改修	補助対象経費の3分の1
対象事業	補助率										
(1) 町内集会施設の整備（新築、改築又は増築）	補助対象経費の2分の1										
(2) 町内集会施設の改修	補助対象経費の3分の1										
(3) 附属施設の整備及び改修	補助対象経費の3分の1										

	2 算定方法 補助金は、次の算式を用いて算出した補助金額（千円未満は切り捨て）と別表3「町内集会施設等の新築、改築、増築又は改修に係る世帯基準及び限度額」（以下「別表3」という。）の補助金限度額のいずれか少ない額とします。なお、別表3の世帯数の対象となる数値は、当該年度の4月1日を基準として各自治会から報告のあった自治会加入世帯数とします。 ○算式 $\text{補助対象経費（工事費総額 － 補助対象外経費、この補助金以外の補助金等）} \times \text{該当する補助率} = \text{補助金額（千円未満は切り捨て）}$ ＊ <u>前年度に「町内集会施設等整備計画調査書」（以下「計画調査書」という。）を提出した自治会の補助対象経費は、計画調査書の回答金額に1.1を乗じた額（小数点以下切り捨て）を上限とします。ただし、令和7年6月2日（月）以降に申請する場合は、この限りではありません。</u>
交付条件	1 この補助金の交付総額は、予算の範囲内とします。 2 補助対象者は、発注する業者の選定にあたっては、市内業者（前橋市内に本社・支社等を有する者）を対象とします。ただし、次のいずれかに該当する場合は、市外の業者も対象とすることができます。 (1) 市内業者では施工できない工事等の発注 (2) 市内業者では取り扱いのない備品等の発注 (3) 市外業者に発注する特段の理由がある場合 発注する事業者が市外業者の場合は交付申請時に理由書（様式第11号）を提出します。 3 補助対象者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。 4 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。 5 補助対象者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この要項及び交付決定通知書に記載の交付条

		件を遵守し、事業を行わなければなりません。				
交付申請の手続等	交付申請の方法、時期等	1 <u>工事着工（契約締結を含む）前</u>に、次の書類により申請してください。ただし、工事の実施が緊急やむを得ないと市長が認める場合は、この限りではありません。 (1) 交付申請書（様式第1号） (2) 添付書類 ア 建物の案内図 イ 配置図及び平面図 ウ 現況写真 エ 見積書等工事費内訳書の写し オ 土地又は建物を借用している場合は、所有者の工事承諾書（内部工事のみの場合は不要） カ 市内業者に発注できない場合は、理由書 キ その他市長が必要と認める書類 2 交付申請の受付開始日は次のとおりとします。ただし、自然災害、火災等の特別の事情により緊急で工事を行う必要があると認められた場合は、この限りではありません。 <table><tr><td>(1)前年度に計画調査書を提出した自治会（＊）</td><td>令和7年4月1日（火）</td></tr><tr><td>(2)上記以外の自治会</td><td>令和7年6月2日（月）</td></tr></table> * 計画調査書の事業内容から変更し、大幅に事業費が増額する場合は、申請前に必ず市民協働課と協議を行ってください。 3 事業の遂行上必要がある場合は、概算払による補助金の交付を請求することができます。ただし、交付決定額が200万円以上のものに限り、概算払額は、交付決定額の40％（千円未満切り捨て）を限度とします。なお、概算払を希望する場合は、交付申請書に概算払を必要とする理由（収支状況等）、時期、金額等を具体的に記載し、提出してください。	(1)前年度に計画調査書を提出した自治会（＊）	令和7年4月1日（火）	(2)上記以外の自治会	令和7年6月2日（月）
(1)前年度に計画調査書を提出した自治会（＊）	令和7年4月1日（火）					
(2)上記以外の自治会	令和7年6月2日（月）					

交付決定の 時期等	1 申請書類等の審査を行い、受理した日から30日以内に、交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。 2 交付決定通知書を受領後、工事に着手してください。なお、<u>交付決定通知を受ける前に工事に着手した場合（契約締結を含む）は、補助金の交付を受けることができません。</u>
対象事業が 変更、中止 又は廃止と なった場合 の手続	1 補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合は、変更等の手続が必要となります。 2 上記の場合は、変更等を行う前に、変更等承認申請書（様式第3号）を提出し、承認の決定を受けなければなりません。ただし、交付決定額に変更がない軽微なものについては、市民協働課との事前協議のみで変更申請は不要とします。
変更等承認決 定の時期等	変更等承認申請書（様式第3号）を受理した日から14日以内に、承認の可否を決定し、通知します。
実績報告書 の提出	1 事業が完了した日（工事費の清算が済んだ日）から30日以内に、次の書類により報告してください。 (1) 実績報告書（様式第5号） (2) 事業費収支決算書（様式第6号） (3) 添付書類 ア 工事契約書及び工事費内訳書の写し（契約書を作成しなかった場合は、請求書等の写し） イ 領収書等支払いが証明できる書類の写し ウ 写真 エ 完了検査の検査済証の写し（建築確認申請が必要な規模の工事を実施した場合） 2 上記により提出された書類等の審査及び必要に応じて調査を行い、補助金額を確定し、通知します。
請 求 の 方 法、支払時 期等	1 概算払によらずに請求する場合、実績報告書の提出後、補助金額が確定しましたら、補助金精算書兼交付請求書（様式第9号）により請求してください。 2 概算払により請求する場合 (1) 交付決定通知後、概算払が必要な時期に補助金概算払請求書（様式第8号）を提出してください。 (2) 実績報告書の提出後、補助金額が確定しましたら、補助金の未交付分については、補助金精算書兼交付請求書（様式第9号）により請求してください。

		3 補助金概算払請求書（様式第 8 号）及び補助金精算書兼交付請求書（様式第 9 号）において、振込口座の名義人が申請者（補助対象者）以外の場合は、委任状（様式第 10 号）を提出してください。 4 上記請求書の内容を確認し、受理した日から 30 日以内に支払います。
	交付決定の取消し又は補助金の返還	1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。 (1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。 (2) 補助金を他の用途に使用したとき。 (3) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。 2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。 (1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合 取消しに係る部分の金額 (2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し、確定した金額を超える場合 超える部分の金額
様式	申請書等の様式	1 交付申請書（様式第 1 号） 2 交付決定通知書（様式第 2 号） 3 変更等承認申請書（様式第 3 号） 4 変更等承認通知書（様式第 4 号） 5 実績報告書（様式第 5 号） 6 事業費収支決算書（様式第 6 号） 7 補助金額確定通知書（様式第 7 号） 8 補助金概算払請求書（様式第 8 号） 9 補助金精算書兼交付請求書（様式第 9 号） 10 委任状（様式第 10 号） 11 理由書（様式第 11 号） 12 工事承諾書（様式第 12 号）

別表 1

地区名	自治会名
桃井地区	大手町一丁目、大手町二丁目、大手町三丁目、紅雲町一丁目、紅雲町二丁目、千代田町一丁目、本町一丁目、南町一丁目
中川地区	本町三丁目、三河町一丁目、三河町二丁目、朝日町一丁目、朝日町二丁目、朝日町三丁目、朝日町四丁目
敷島地区	昭和町一丁目、昭和町二丁目、昭和町三丁目、平和町一丁目、平和町二丁目、住吉町一丁目、住吉町二丁目
南部地区	南町二丁目、南町三丁目、南町四丁目、六供町、六供町生川
城東地区	日吉町一丁目、日吉町二丁目、日吉町三丁目、城東町一丁目、城東町二丁目、城東町三丁目、城東町四丁目、城東町五丁目
若宮地区	国領町一丁目、国領町二丁目、若宮町一丁目、若宮町二丁目、若宮町三丁目、若宮町四丁目、日吉町四丁目
天川地区	文京町一丁目、文京町二丁目、文京町三丁目、文京町四丁目、天川原町一丁目、天川原町二丁目、天川町、第一天川町
岩神地区	岩神町一丁目、岩神町二丁目、岩神町三丁目、岩神町四丁目、敷島町、緑が丘町
中央地区	千代田町二丁目、千代田町三丁目、千代田町四丁目、千代田町五丁目、本町二丁目、表町一丁目、表町二丁目
上川淵地区	上佐鳥町、櫛島町、上朝倉町、下朝倉町、朝倉町一丁目、朝倉町二丁目、朝倉町三丁目、朝倉町四丁目、後閑町、広瀬町一丁目、広瀬第一団地、広瀬町一丁目天神山、広瀬町二丁目、広瀬町一、二丁目南部、広瀬町三丁目、下佐鳥町、宮地町、西善町西善、西善町上両家、西善町下両家、西善町矢田、中内町、東善町、山王町、山王町一丁目、山王町二丁目
下川淵地区	公田町、横手町、亀里町竜門、亀里町阿内宿、亀里町寺家、亀里町矢島、鶴光路町、新堀町、新堀西、下阿内町、力丸町、徳丸町、房丸町、下川町
芳賀地区	勝沢町、小神明町、端気町、五代町、鳥取町、小坂子町、嶺町、金丸町、高花台一丁目、高花台二丁目
桂萱地区	三俣町一丁目、三俣町二丁目、三俣町三丁目、幸塚町、上沖町、下沖町、西片貝町、東片貝町、上泉町、石関町、亀泉町、荻窪町、堀之下町、堤町、堤町北区、堤町ローズタウン、江木町、江木町第二、江木団地、萱野団地、東ローズタウン

東地区	東箱田後家町、西箱田町、前箱田町、川曲町、稻荷新田町、大利根町、下新田町南、下新田町東陽、下新田町、上新田町、光が丘町、朝日が丘町、小相木町、古市町、新前橋町、江田町、青葉町
元総社地区	元総社町第一、元総社町第二、元総社町第三、元総社町第四、元総社町10区、大友町、下石倉町、石倉町上石倉、石倉町中部、鳥羽町東部、鳥羽町西部、問屋町
総社地区	総社町大渡、総社町野馬、総社町巢鳥、総社町鍛冶町、総社町粟島、総社町大屋敷、総社町山王、総社町新田、総社町立石、総社町桜が丘、総社町植野、総社町高井、総社町城川
南橘地区	上細井町、下細井町、北代田町、下小出町、上小出町、龍蔵寺町、青柳町、荒牧町、日輪寺町、川端町、田口町、関根町、川原町、南橘町
清里地区	池端町、上青梨子町、青梨子町、青梨子町前原、清野町
永明地区	天川大島町本町、天川大島町原町、天川大島町住宅、野中町、上大島町、上長磯町、下長磯町、女屋町、東上野町、小島田町、駒形町、下大島町、下大島町西団地、下増田町
城南地区	下大屋町、泉沢町、富田町、荒口町、荒子町、西大室町、東大室町、飯土井町、新井町、二之宮町、今井町、筑井町、小屋原町、上増田町、鶴が谷町
大胡地区	大胡町、茂木町、足軽町、堀越町、堀越町堀下、横沢町、滝窪町、東金丸町、河原浜町、樋越町、上大屋町
宮城地区	鼻毛石町、柏倉町、市之関町、三夜沢町、苗ヶ島町、馬場町、大前田町
粕川地区	粕川町中之沢区、粕川町室沢区、粕川町月田区、粕川町稲里区、粕川町新屋区、粕川町込皆戸区、粕川町深津区、粕川町女渕区、粕川町田面区、粕川町中区、粕川町膳区
富士見地区	田島、引田、横室、原上、原中、原西、原東、小沢、米野、徳沢、時中、時東、中島、辻、梶谷、受地、所替戸、高松、石井一区、石井二区、石井三区、漆窪、市之木場、山口、皆沢、白川台、新地、天神平、西大河原、箕輪、大洞

別表 2 暴力団排除に関する要件

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
(2) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。
(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。
(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。
(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。
(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。
(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。

別表 3 町内集会施設等の新築、改築、増築又は改修に係る世帯基準及び限度額
(単位：千円)

世帯基準	新築、改築、増築の場合の補助金限度額	町内集会施設の改修・附属施設の整備及び改修の場合の補助金限度額
600 世帯未満	6,000	3,000
900 世帯未満	7,500	3,750
1200 世帯未満	9,000	4,500
1500 世帯未満	10,500	5,250
1500 世帯以上	12,000	6,000

(宛先)前橋市長

住 所
申請者 自治会名
会 長

交 付 申 請 書

令和 7 年度前橋市町内集会施設等整備費補助金（施設整備等事業）の交付を受けた
いので、下記のとおり申請します。

記

施 設 の 名 称 及 び 所 在 地	名 称		
	所 在 地		
整 備 の 概 要			
交 付 申 請 額	経費(工事費)総額(A)	円	
	市以外補助金 (B)	円	
	補助対象外経費等(C)	円	
	(A)－(B)－(C)の金額(D)	円	
	計画調査書の回答金額に 1.1を乗じた額(E)	円	計画調査書の提出が ない場合は空欄
	市補助金対象経費(F)	円	DとEのいずれか 少ない額
	市補助金交付申請額(G)	円	= F × 補助率 (千円未満切り捨て)
	自治会自己資金額(H)	円	= A － B － G
工 事 実 施 (予 定) 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
添 付 書 類	(1) 建物等の案内図 (2)配置図及び平面図 (3) 現況写真 (4) 見積書等工事費内訳書の写し (5) 土地又は建物を借用している場合は、所有者の工事承諾書 (内部工事のみの場合は不要) (6) 市内業者に発注できない場合は、理由書		

■概算払を必要とする理由等

理 由	
時 期	年 月 日頃
金 額	円 (交付決定額の 4 0 %以内)

・ 責任者	(電話番号)	—	—
・ 担当者	(電話番号)	—	—

※必要に応じ、市から上記連絡先に確認させていただきます。

交付決定通知書

前橋市指令（市協）第 号
住 所
自治会名
会 長 様

年 月 日付けで提出された令和 7 年度前橋市町内集会施設等整備費
補助金（施設整備等事業）の交付申請に対し、下記のとおり決定したので、通知しま
す。

年 月 日

前橋市長 小 川 晶
(公印省略)

記

1 補助金交付決定額 円

2 補助金概算払額 円

3 補助金概算払予定時期

4 交付条件

- (1) 補助対象者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (2) 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後 5 年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (3) 補助対象者は、この補助金を交付申請した内容及びこの交付決定による交付条件のほか、前橋市補助金等交付規則（平成 1 0 年前橋市規則第 3 4 号）及び別添の令和 7 年度前橋市町内集会施設等整備費補助金交付要項を遵守し、事業を行わなければなりません。

(宛先)前橋市長

住 所
補助対象者 自治会名
会 長

変更等承認申請書

年 月 日付け前橋市指令（市協）第 号により交付決定のあった
令和 7 年度前橋市町内集会施設等整備費補助金（施設整備等事業）の交付申請の内容
を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 変更内容

(1) 変更前

(2) 変更後

2 変更の理由

3 添付書類

・ 責任者	(電話番号)	—	—
・ 担当者	(電話番号)	—	—

※必要に応じ、市から上記連絡先に確認させていただきます。

様式第4号

變更等承認通知書

前橋市指令（市協）第 号
住 所
自治会名
会 長 様

年 月 日付けで提出された令和 7 年度前橋市町内集会施設等整備費補助金（施設整備等事業）の変更等承認申請について、下記のとおり承認したので、通知します。

年 月 日

前橋市長 小 川 晶
(公印省略)

記

1 変更承認の内容

(1) 変更前

(2) 変更後

2 変更承認の条件

(宛先)前橋市長

住 所
補助対象者 自治会名
会 長

実績報告書

年 月 日付け前橋市指令（市協）第 号により交付決定のあった
令和 7 年度前橋市町内集会施設等整備費補助金（施設整備等事業）の事業実績について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額

交付決定額 円

2 補助事業の内容

(1) 事業の実施内容

(2) 事業の実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 添付書類

- (1) 事業費収支決算書(様式第 6 号)
- (2) 工事契約書及び工事費内訳書の写し
(契約書を作成しなかった場合は、請求書等の写し)
- (3) 領収書等支払いが証明できる書類の写し
- (4) 写真
- (5) 完了検査の検査済証の写し
(建築確認申請が必要な規模の工事を実施した場合)

・ 責任者	(電話番号)	—	—
・ 担当者	(電話番号)	—	—

※必要に応じ、市から上記連絡先に確認させていただきます。

事業費収支決算書

(単位：円)

収 入		支 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
自治会自己資金 (補助対象外経費含む)		工事費	
市補助金			
合 計			

補助金額確定通知書

前橋市指令（市協）第 号
住 所
自治会名
会 長 様

令和 7 年度前橋市町内集会施設等整備費補助金（施設整備等事業）について、下記のとおり補助金額を確定したので、通知します。

年 月 日

前橋市長 小 川 晶
（公印省略）

記

- | | | |
|---|--------------|---|
| 1 | 補助金交付確定額 | 円 |
| 2 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 3 | 補助金既交付済額 | 円 |
| 4 | 補助金未交付額（1－3） | 円 |
| 5 | 補助金戻入額（3－1） | 円 |

補助金戻入額がある場合は、別添の戻入通知書により 年 月 日
までに、指定金融機関等に納付してください。

(宛先) 前橋市長

住 所
補助対象者 自治会名
会 長

補助金概算払請求書

令和 7 年度前橋市町内集会施設等整備費補助金（施設整備等事業）について、下記
のとおり請求します。

記

1 概算払請求額

①概算払請求額（②の 4 0 %以内）								円
②交付決定額								円
③既交付済額								円
④未交付額（＝②－③）								円

2 振込先金融機関名等

振 込 先 金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店営業部・支店 支所・出張所
振 込 口 座 番 号	普通・当座 NO.	
口 座 名 義	フリガナ	

・ 責任者	(電話番号)	—	—
・ 担当者	(電話番号)	—	—

※必要に応じ、市から上記連絡先に確認させていただきます。

(宛先) 前橋市長

住 所
補助対象者 自治会名
会 長

補助金精算書兼交付請求書

令和 7 年度前橋市町内集会施設等整備費補助金（施設整備等事業）について、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額

①交付請求額									円
②交付決定額									円
③交付確定額									円
④既交付済額									円
⑤未交付額（＝③－④）									円

2 振込先金融機関名等

振込先 金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店営業部・支店 支所・出張所
振込 口座番号	普通・当座 NO.	
口座名義	フリガナ	

・責任者	(電話番号)	—	—
・担当者	(電話番号)	—	—

※必要に応じ、市から上記連絡先に確認させていただきます。

委 任 状

(宛先)前橋市長

委 任 事 項

令和 7 年度前橋市町内集会施設等整備費補助金（施設整備等事業）の受領に関すること。

年 月 日

委任者 住 所
(補助対象者)

名 称

氏 名

私は、上記の委任事項を下記の者に委任します。

受任者 住 所

氏 名

委任状発行責任者及び担当者

- | | | | |
|-------|--------|---|---|
| ・ 責任者 | (電話番号) | — | — |
| ・ 担当者 | (電話番号) | — | — |

年 月 日

住 所
補助対象者 自治会名
会 長

理 由 書

令和 7 年度前橋市町内集会施設等整備費補助金（施設整備等事業）について、以下のとおり市外業者へ発注を行います。

1 発注先

業者名	
住 所	

2 市内業者へ発注ができない理由

（具体的にご記載ください。）

・ 責任者	（電話番号）	—	—
・ 担当者	（電話番号）	—	—

※必要に応じ、市から上記連絡先に確認させていただきます。

年 月 日

(宛先)前橋市長

住所
承諾者 名称
氏 名

工 事 承 諾 書

令和 7 年度前橋市町内集会施設等整備費補助金（施設整備等事業）の申請に関する下記の工事について、これを承諾します。

住所
補助対象者 自治会名
会 長

施設等の名称 及び所在地	名 称	
	所 在 地	
整 備 の 概 要		
工 事 実 施 (予 定) 期 間	年 月 日から	年 月 日まで

承諾書発行責任者及び担当者			
・ 責任者	(電話番号)	—	—
・ 担当者	(電話番号)	—	—

※必要に応じ、市から上記連絡先に確認させていただきます。